

女川原子力発電所1号機の第20回定期検査および
3号機の第7回定期検査の開始について

当社は、平成23年8月8日、「特別な保全計画」^{※1}を含む女川原子力発電所1、2、3号機の保全計画^{※2}について、原子力安全・保安院へ変更届出を行い、この中で、平成23年9月10日より1号機および3号機の定期検査を開始することとしておりました。

（平成23年8月8日お知らせ済み）

この計画に基づき、明日9月10日より、1号機は第20回定期検査を、3号機は第7回定期検査を開始しますのでお知らせいたします。

定期検査^{※3}は電気事業法に基づき、原子炉およびその附属設備等が国の定める技術基準に適合し、健全性が確保されていることを確認するために実施するものです。

あわせて、定期事業者検査^{※3}を実施するとともに定期安全管理審査^{※4}を受審いたします。

今回の定期検査では、燃料の取替えや制御棒駆動機構の点検、復水器細管の点検、配管減肉に係る点検等を行うこととしております。

また、東北地方太平洋沖地震および平成23年4月7日宮城県沖の地震が女川原子力発電所に与えた影響について、「特別な保全計画」に基づき、設備や機器の健全性の確認を実施することとしております。

今回の定期検査の概要は別紙のとおりです。

以 上

<女川原子力発電所1号機の概要>

- ・所在地 宮城県牡鹿郡女川町および石巻市
- ・定格電気出力 52万4千キロワット
- ・原子炉型式 沸騰水型軽水炉（BWR）
- ・運転開始 昭和59年6月1日

<女川原子力発電所3号機の概要>

- ・所在地 宮城県牡鹿郡女川町および石巻市
- ・定格電気出力 82万5千キロワット
- ・原子炉型式 沸騰水型軽水炉（BWR）
- ・運転開始 平成14年1月30日

※1：特別な保全計画とは、保全計画の添付資料として定めるものであり、平成23年東北地方太平洋沖地震および平成23年4月7日宮城県沖の地震の発生を受け、設備や機器の健全性を確認するために、点検方法や点検項目等の計画をまとめたもの。

※2：保全計画とは、原子力発電所の号機毎に、次回の保全サイクルにおいて実施する点検、補修等の計画（プラント運転中も含む）などを定めたもので、定期検査の開始前に、事業者が策定し、保安規程の別紙として国に届出を行うもの。

※3：改正電気事業法（平成15年10月1日施行）により、従来、国が実施してきた定期検査および電気事業者が実施してきた自主点検を合わせて、定期事業者検査として位置付け、検査結果を記録・保存することなどが新たに義務付けられている。また、定期事業者検査の一部について原子力安全・保安院または独立行政法人原子力安全基盤機構による立会や記録確認が実施され、これが定期検査と位置付けられている。

※4：定期事業者検査に関して事業者の組織、体制、検査方法などについて独立行政法人原子力安全基盤機構が審査し、その審査結果に基づき原子力安全・保安院が電気事業者の検査実施体制を評定する制度。